

令和 8 年 9 月 30 日

一般社団法人日本マンション学会
会員 各位

代議員選挙のご案内

－選挙通知、並びに代議員候補者の受付－

一般社団法人日本マンション学会
選挙管理委員会 委員長 大野 武

謹啓 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本学会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当学会においては、当学会定款第 14 条 1 項により、代議員制を採用しており、また同条 3 項により、代議員は正会員の中から代議員選挙により選出するとされております。

つきましては、本年9月15日付で選挙管理委員会が設置され、下記の通り、第 10 期代議員選挙を実施することになりました。また、これに伴い、代議員候補者の立候補または推薦の受付を行います。

詳細につきましては、学会ホームページに掲載されている代議員選出規程をご参照の上、何卒ご協力頂けますようお願い申し上げます。

謹白

記

代議員への立候補者は、添付の用紙により選挙管理委員長へ届出を行って下さい。用紙は、当学会ホームページからもダウンロードできます。

届出は、10 月 1 日から 10 月 31 日まで受け付けるものとし、郵送もしくはEメール、ファックス（当日必着）によるものとします。

立候補に関する問合せは、電話もしくはEメールにて受け付けます。

届出先：〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町 33 COMS HOUSE 2 階

NPO 都市住宅とまちづくり研究会内

「日本マンション学会事務局」（担当：関）

TEL：03-6206-4668（直）／ FAX：03-5294-7326

E-mail：jimu@jicl.or.jp

1 代議員の選出区分と定数

代議員には、全正会員によって選出される本部選出代議員と、各ブロック正会員によって選出されるブロック選出代議員とがあります。定数は以下の通りです。本部選出代議員とブロック選出代議員は兼任できませんので、立候補にあたっては、いずれかを選択してください。

なお、第10期代議員選挙の定数は38名であり、第9期代議員の定数より2名減となっております。これは、中部ブロックの正会員数が40名未満となったことにより、中部ブロック選出代議員の定数が2名から1名となり、これに伴い本部選出代議員の定数も20名から19名となったことによります（代議員選出規程第3条1項）。

1	本部選出		19名
2	ブロック選出	北海道	1名
		東北	1名
		関東甲信越	9名
		中部	1名
		関西	4名
		中国・四国	1名
		九州・沖縄	2名

2 立候補届出の方法

正会員が自ら立候補する方法と、正会員が他の正会員を推薦する方法の2通りがあります。なお、代議員候補者となることができる者は、5事業会計年度以上連続して正会員であることとなっています。（代議員選出規程第8条）

- ①立候補者の届出：書式1に必要事項を記入し、選挙管理委員会へ届け出て下さい。
- ②候補者推薦の届出：推薦者は、被推薦者の承諾を得て書式2に必要事項を記入の上、届け出て下さい。推薦者2名以上による記名が必要です。

3 選挙の方法

正会員による郵送投票とし、以下の日程で行います。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ①選挙通知 | 本状 |
| ②立候補及び推薦の受付 | 10月1日～10月31日（当日必着） |
| ③投票用紙の送付 | 12月1日 |
| ④投票締切 | 来年1月15日 |

以上